モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業　応募資料のチェックリスト

項目	確認事項
提出等	□公募期間内に応募書類（実施計画書、経費内訳）を提出すること。 □提出先が正しいこと。（補助事業者（共同実施の場合は代表事業者）の事業所の所在地を管轄している地方整備局等。公募要領２．（６）提出先参照。） □提出に係る応募申請書を添付すること。 □応募書類は、封筒に入れ、宛名面に「モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業応募書類」と朱書きで明記すること。 □基本的に、資料の順番は、かがみ、実施計画書、経費内訳、経費内訳の添付資料、実施計画書の参考資料とし、実施計画書の参考資料①～④（参考：実施計画書の（注））にはインデックスをつけること。 □補助対象となる事業は、契約・発注等は環境省からの交付決定を受けてから行われる体制が整備されていること。
実施計画書	□「事業計画」は、申請年度における構築する低炭素型静脈物流システムの設計・機能・体制について記載すること。 □「事業計画」において、輸送計画の詳細を記載した資料を添付する。 （例：循環資源の品目・量、輸送頻度、利用港湾等） □「事業計画」において、循環資源等取扱設備を導入する場合には、導入設備のシステム図・仕様書を添付すること。 □「先進性・他の事業への波及効果」は、従来の静脈物流システムとの違いや、期待される波及効果を記入する。 □「事業の実現可能性」は、事業を実施する上で支障となる課題等を解決したか、今後解決すべき課題がある場合は、それを解決した上で事業を実施できる見込みがあるかを記入する。 □「事業の実現可能性」は、関係者（港湾管理者、関係地方公共団体の廃棄物担当部局等）との調整状況（廃棄物を輸送する場合、廃棄物処理法上の許可取得状況等を含む）について記載する。 □「事業の実現可能性」は、当初の計画から乖離した場合の事業の見直し体制・手法について記入する。 □「事業の継続可能性」は、補助金による事業終了後も継続して事業を実施する計画や体制であるかを記入する。 □「事業の継続可能性」は、事業の継続が困難になった場合を想定し、予めその改善策を講じているか記入する。 □「循環型社会構築への貢献」は、事業の実施を通じた循環型社会の構築への寄与について記入する。 □「リサイクルポート施策の推進」事業の実施を通じたリサイクルポート（総合静脈物流拠点港）施策の推進への寄与について記入する。 □「事業の効果」は、「物流分野のＣＯ２排出量に関する算定方法ガイドライン」（経済産業省・国土交通省）に基づき算定した事業実施期間におけるＣＯ２削減量を記入し、算定に使用したファイル（ＣＯ２削減量（省エネ量）簡易計算ツール）を添付する。 □「事業の実施体制」は、発注先に加え、補助事業者内の経理等の体制を含め記入する。共同事業者がいる場合には、代表事業者と各共同事業者の間の役割分担及び責任範囲ついても記載すること。 □「資金計画」補助事業に要する経費を払うための事業収支計画又は資金調達計画を記載すること。 □「他の補助金との関係」他の補助金等への応募状況等を記載すること。
参考資料① 輸送計画の詳細資料	□輸送する循環資源等の品目・量、輸送頻度、利用港湾、事業実施前後の輸送経路及びモード別輸送距離、排出事業者名、受入事業者名が記載されていること。
参考資料② 導入する循環資源等取扱設備のシステム図・仕様書	□分かりやすいシステム図を添付すること。 □設備の仕様書を添付すること。
参考資料③ ＣＯ２削減効果の算定根拠資料	□算定に用いている係数等の根拠が明確かつ適切であること。二酸化炭素排出抑制効果については、「物流分野のＣＯ２排出量に関する算定方法ガイドライン」（経済産業省・国土交通省）により算定を行うこと。
参考資料④ 事業が複数年度にわたる場合、年度別の輸送計画の概要	□輸送する循環資源等の量等が分かる表を添付すること。
経費内訳	□「所要経費」における補助対象経費が適切に算定されていること。 □「寄付金その他の収入」には循環資源等の輸送に対して得る運賃収入を含んで計上していること。 □基本的に、「補助対象経費支出予定額」については、「モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業交付要綱　第４条第１項第一号、第二号」の費目ごとに計上し、事務費もあれば計上すること。 □「補助対象経費支出予定額」の積算内訳として、見積り等の資料を添付すること。（参考：二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業）交付要綱　別表第２の１、別表第２の２及び別表第３） □「購入予定の主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が５０万円以上のもの）」がすべて示されていること。（別紙として示してもよい） □事業が複数年度にわたる場合は、単年度ごとに工事等を区切り費用を計上すること。（添付資料も同様） □消費税が含まれていないこと。（添付資料も同様）
添付資料	□事業が複数年度にわたる場合、経費内訳の（注）４に対応するため、例えば【1】のような表を添付すること。
会社概要	□例えば、商号、所在地、設立年月日、代表者、資本金、従業員数、沿革、業務内容を記載すること。又は、このような情報が分かるパンフレットを添付すること。 □原則、電子マニフェストシステムの加入証の写しを添付すること。
定款又は寄付行為及び登記簿の謄本（写し可）	□最近発行されたものであること。 □定款または寄付行為（写しでも可）を添付すること。
直近２決算期の経理状況説明書（実績がない場合は、将来の事業経営を説明した資料）	□貸借対照表及び損益計算書を添付すること。（貸借対照表はある時点の状態を表すものであり、純資産合計（＝資産合計－負債合計）が正であることを確認。損益計算書はある期間のフローを表すものであり、営業利益及び純利益（＝営業利益＋営業外収益－営業外費用＋特別利益－特別損失－税金）が正であることを確認。） □直近２営業期間の平均で利益が計上されているか自己資本比率（＝純資産合計÷資産合計）が 1 割以上であることを確認（原則として、少なくとも債務超過の状態ではないこと）。 □最近設立した法人である場合には、例えば、創業後の事業実績、決算書を全て提出するとともに、現時点の貸借対照表及び設立日から現時点までの損益計算書、現時点の財産目録、事業実施に係る用地売買契約書または用地賃貸契約書の写し、将来における法人全体の損益計算書、事業実施計画やそれを遂行するための資金調達計画などを添付すること。

※　応募における留意事項

（１）　関連資料（モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業公募要領、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業）交付要綱、実施要領）は http://www.env.go.jp/recycle/info/modalshift /index.html にあるので、内容を御確認の上応募してください。

（２）応募書類を受領後、環境省及び国土交通省で書面審査を行った後、技術的内容等について審議するために開催される有識者委員会の意見を反映させた上で、事業の採択を内示して連絡します。その後、交付申請書を提出いただき、交付決定をいたします。事業の開始（契約・発注）は、その後にお願いします。なお、複数年度にわたる事業については、年度ごとに、応募書類の提出、審査、内示、交付申請書の提出、交付決定の手続きを行います。

（３）原則として、次年度への繰越はできませんので、当該年度の事業計画は無理のないように立ててください。

【1】

No.	項目	内訳	全体		２９年度		３０年度	
			総事業費	補助対象経費	総事業費	補助対象経費	総事業費	補助対象経費
１．低炭素型静脈物流システム構築事業								
	運航費	貨物費						
		燃料費						
		・・・						
	事務費							
２．循環資源等取扱設備導入事業								
	設備費	・・・						
		・・・						
合計								